

ちば 中小企業 ば 2024 6

Chushokigyo-chiba No.706

Contents

- P 3 活動予定／トピックス
中央会の主な事業等活動予定（6月）
- P 4 特集 ～経営のヒント～
中小企業の視点からの定額減税について
- P 6 景況 情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
（令和6年4月期）
- P 8 全国先進組合事例
組合設立により新たな仕事の創出を図る
（福島県コワーキングスペース協同組合）
- P 9 中央会だより
令和6年度組合運営講習会開催
令和6年度第1回正副会長会議及び理事会の開催 他
- P10 インフォメーション
中小企業省力化投資補助事業
第27期ふさの国商い未来塾 受講者募集 他



表紙写真／◎提供（公社）千葉県観光物産協会（千葉公園・大賀ハス）

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます

バックナンバーをご覧になりたい場合、右のQRコード及び以下のURLから見るすることができます。
URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>



中央会の主な事業等活動予定（6月）

令和6年5月13日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会（主な会議）			
6/4	火	令和6年度 専門委員会 時間：午後3時～ 場所：ホテルポートプラザちば	総務部
6/25	火	第68回 通常総会 時間：午後3時30分～ 場所：ホテルポートプラザちば	
■ 中小企業連携組織対策事業			
6/12	水	組合等新分野開拓支援事業 対象：流山工業団地協同組合	工業連携支援部
		組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県菓子工業組合	
6/17	月	連携組織活性化研究会 対象：商店街振興組合柏二番街商店会	商業連携支援部
6/19	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県鍍金工業組合	工業連携支援部
6/26	水	組合等後継者育成事業 対象：千葉県中小企業組合士会	
■ 団体等運営支援事業			
6/14	水	千葉県商業協同組合組合協議会 第12回通常総会	商業連携支援部
6/21	金	千葉県官公需適格組合受注促進協議会 第40回通常総会	商業連携支援部
6/26	水	千葉県中小企業組合士会 第43回通常総会	工業連携支援部



千葉県中小企業団体中央会 第68回通常総会 開催のお知らせ

令和6年6月25日（火）15:30～
会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港3-5

会員の皆さまが一堂に会し、千葉県中央会の令和5年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく大切な機会です。

総会終了後には、懇親パーティーもございますので、県内組合の様々な業種の方が交流できる貴重な場もございます。時節柄何かとご多用のことは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。別途、総会ご案内は6月に郵送いたします。

◎お問合せは本会総務部まで（TEL 043-306-3281）

「中小企業ちば」では、今後の誌面づくりの参考とするため、アンケート調査を実施しております。
右（もしくは裏面）のQRよりご回答ください。



経営のヒント

中小企業の視点からの
定額減税について

税理士 古知 潔



こち きよし
1948年生
1988年税理士登録

定額減税の実施時期です!!

組合事務局では6月に支払う事務局スタッフの給料賞与や、場合によっては役員報酬について「定額減税」計算を実施する必要があります。

定額減税計算の全国的なコストは膨大で、一組合をみてもその事務はさまざま手間がかかり容易ではありません。

国民の税負担緩和や可処分所得の確保は結構なハナシですが、その制度はよりシンプルであるべきで、マイナンバーを利用した一括給付がなぜ実行できないのでしょうか。

すでに事務手順や事務書式などが各種広報され解説されていますので、ここに屋上屋を重ねるのも無意味と考え、本稿では国税庁ホームページにある「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年度分所得税の定額減税のしかた」(全16頁)(以降、「定額減税のしかた」と略す)を底本に、そこに用いられている用語の解説や定額減税事務の留意点を記します。

国税庁の「定額減税のしかた」は必要事項を網羅して、これ一冊で正確に減税事務が実施できるように編集されています。この「定額減税のしかた」を通読する際に本稿を併せてお読みください。

「定額減税のしかた」冊子の取し方法は本稿最後に記してあります。

1. 定額減税の概要

1頁

《定額減税の対象になる人》

ここでは減税対象者の大枠が述べられています。

『令和6年分の合計所得金額』とはその人の6年中の給与所得・事業所得・不動産所得などの各種

所得の合計額を言います。ちなみに収入マイナス経費＝所得です。従って6年分の合計所得金額が1,805万円以下の人が減税対象者だと示しています。フツウの人は皆対象だと考えます。

《定額減税額》

ここでは定額減税の限度額を示しています。

「減税」ですからその人の6年分の所得税額を限度とすることは理屈の当然です。

2. 給与所得者の事務のあらまし(給与所得者に対する定額減税)

2頁

ここでは給与支払者＝組合事務局が行うべき事務の概要を述べています。

「月次減税事務」「年次減税事務」それぞれのタイミングと事務内容の基本を確認しておきましょう。

3. 月次減税事務

2頁

フローチャートで手順を確認しておきましょう。

《控除対象者の確認》

先にみた「定額減税の対象者」と「控除対象者」は異なります。「控除対象者」とは組合事務局が月次減税事務の対象者とする人です。組合事務局スタッフに給与を、理事長に役員報酬を支払っている場合、組合事務局スタッフは定額減税対象者であり控除対象者であるが、理事長は定額減税対象者ではないケースも想定されます。

本年6月1日現在組合に勤務する人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人、言い換えれば扶養控除申告書を事務局に提出している人(＝「基準日在職者」)に限って「控除対象者」とされます。従って上の例では理事長は自身の会社から主たる給与を得ているために事務局への扶養控除申告書の提出はなく、その源泉徴収は乙欄を適用しているケースです。「定額減税のしかた」の本項には「基準日在職者」に該当しない人すなわち月次減税事務の控除対象者にはなりえない人が列挙されていますので確認しましょう。対象者に減税事務を行わなかつ

たり非対象者に減税事務を行ったなどの誤り防止のためにこの項目をしっかり理解しましょう。

《各人別控除事績簿の作成》

「定額減税のしかた」末尾にこの様式が示されていますので、この様式で事績簿を作成し組合の月次減税事務を管理します。

《月次減税額の計算》

定額減税額は「定額減税のしかた」冒頭に示されているように「@30,000円で簡単ですが、同一生計配偶者の有無、扶養親族の数の確認は慎重に行って減税の総額を算定します。判断ポイントは「定額減税のしかた」の4〜5頁に詳しく書かれていますから納得できるまで読み込んでください。

なお、配偶者についての「同一生計」とは同じ財布で生活費を共有している状態、「扶養親族」のカウントは年末調整事務とは異なり16歳未満の扶養親族も含むことは要注意です。

提出された扶養控除等申告書にもとづいて進められる月次減税事務ですから、その後に配偶者・扶養親族に異動があってもこれを考慮せず当初の数字で事務を進めます。

す。月次減税額のやり直し計算の必要はなく、この異動増減は年末調整や確定申告で計算しなおすことが囲み記事として示されていますから一読しておいて下さい。

《給与等支払月の月次減税額の控除》

①月次減税額の全額が6月の最初に支払われる賞与・給与で控除されるケースと②月次減税額が複数月にわたって控除されるケースが図解で示され、各々の場合の「各人別控除事績簿」への記入要領も示されています。

②のケースで各人の控除額に過不足を生じさせないためにも「事績簿」を活用します。

《控除後の事務》

月次減税額の控除を行った月の給与明細書には定額減税額と標記してその実施額を記入するように求めています。

また源泉所得税の納付書の記載要領も図解されていて、税額欄には月次減税額の控除を行った後の金額の集計額を記入すべきことが示されています。また月次減税額控除により納付額がゼロである場合にも納付書の提出は必要であることも示されています。

国税庁ホームページから

【給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた】の取り出し方

①国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」のアイコンをクリック

②定額減税に関する各種情報の「パンフレット・Q&A」のアイコンをクリック

※「パンフレット 源泉所得税関係」の大見出しの下に上記タイトルがあります。

国税庁 定額減税
特設サイトは、以下の
QRから



★本稿を執筆された古知税理士は、千葉県中央会が実施する「個別専門指導事業」にて、専門家として登録されています。

ご相談につきましては、工業連携支援部までご連絡ください。

Tel 043-306-2427

令和6年度「全国安全週間」を7月に実施

厚生労働省では、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しております。

そのため、令和6年度は、

「危険に気付くあなたの日

そして摘み取る危険の芽

みんなで築く職場の安全」

のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

厚生労働省では、7月1日（月）から7日（日）までを「全国安全週間」、6月1日（土）から30日（日）までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和6年4月期

情報連絡員50名 回答数50名
(一部抜粋)

全体概要

前月比

製造業売上高	「増加した」業種：8⇒3【減少】	「減少した」業種：2⇒6【増加】
非製造業売上高	「増加した」業種：12⇒8【減少】	「減少した」業種：9⇒11【増加】
業界の景況	「好転した」業種：5⇒2【減少】	「悪化した」業種：7⇒9【増加】

前年同月比

製造業売上高	「増加した」業種：6⇒4【減少】	「減少した」業種：6⇒8【増加】
非製造業売上高	「増加した」業種：8⇒8【変化なし】	「減少した」業種：7⇒11【増加】
業界の景況	「好転した」業種：4⇒4【変化なし】	「悪化した」業種：10⇒15【増加】

製造業

■ 麺類製造

〔県内全域〕

コロナが落ち着き、行楽シーズンを迎えたため、多少売上は伸びている。物流費や商材の値上げが相次ぎ、倒産が増えている。

■ 水産食品製造

〔南房総市〕

売上は、前月比及び前年同月比とほぼ変わらず、横ばいであった。円安や原材料不足のため、水産業全体に活気が見えない。

■ パン・菓子製造

〔県内全域〕

コロナ禍に比べると売上は上昇傾向にあるが、緩やかである。房総地区は、観光客も戻りつつあり、売上は伸びている。

■ 牛乳小売

〔県内全域〕

4月より、森永乳業などの一部メーカー商品において、ビン商品の販売終了と容器変更などが行われたことにより、販売者の廃業が出たり、代替商品の対応に苦慮している現場の状況が見られる。

■ 繊維製造

〔県内全域〕

引き合い物件が減少している。全国的に見ると、組合員数は減少している。

■ 木材・木製品製造業

〔県内全域〕

原木・製材品ともに動きが悪く、

原料となる木が集まらない。戸建て住宅等の需要も厳しく、引き続き全体的に期待できない状況。

■ 印刷・同梱運業印刷

〔県内全域〕

売上は前年4月と比べ、減少している。県内業者の仕事量は前年同月と同等に推移。

■ 鉄工

〔千葉市〕

組合で半期毎に実施している組合員の景況調査によると、景況感、受注が後退し、収益状況が悪化している組合員が増加している。

■ 機械部品製造

〔野田市〕

前月比は売上及び利益ともに減少であったが、前年同月比は売上及び利益ともに増加。完全にコロナ禍前のベースに戻ったが、材料、商材、エネルギー価格が全て大幅なアップとなっている。

■ 機械部品製造

〔流山市〕

一部の業種で売上が減少している。4月より電気料金が変更されることになり、今までは割引が解消されたため、電気料金が値上がりし、コストが増加している。

■ 金属製品製造

〔船橋市〕

2023年は堅調に推移してきたが、2024年に入り減産傾向となっている。

■採石

〔県内全域〕

年々出荷量が減少する中、石材単価の引き上げや陳情活動を組合員各社が結束して取り組んでいる。石材の出荷量は、今月は前月を下回り、前年同月比で△17.7%の状況。

非製造業

■総合卸売

〔千葉県・東京都〕

仕入価格や物流費の上昇を販売価格に転嫁できない状況が続いているため、採算は悪化している。飲食業向けの売上は回復してきている。また、社会的な賃上げの動きにも対応出来ていないため、事業運営に必要な人員確保が困難になってきている。

■医薬品卸

〔県内全域〕

実働日数は前年度より1日多い21日であったため、売上高は前年度と比較して増加した。なお、受診者数は平時の状態に戻ってきている。

■リサイクル卸

〔県内全域〕

価格に大きな変動はないが、取扱量は前年比で減少。従業員不足が深刻である。

■青果卸売

〔千葉市〕

上旬は寒暖差の影響で品目に

よっては、相場が高くなったものもあったが、全体的には、落ち着いた価格で推移した。新年度ともなってきたが、依然として、特別な需要も感じられず、厳しい状況が続いている。

■食肉卸売

〔成田市他〕

3月末に組合員が1社脱退し、それにより操業度が3割ほど低下した。4月から新たに人員を4名確保するなどし、諸経費の負担が重い。今年9月くらいまでは操業度が低下したままと推測される。

■乾物卸売

〔県内全域〕

ゴールデンウィークが終わり、多少の需要を見込んでいたが、思っていた通りとはいかなかった。外国人が多く来る観光地の需要の伸びは大きかったと思う。

■小売

〔柏市〕

売上は、前年より良かったが、賃上げムードはない。買い溜めと買い控えが繰り返し行われている。

■電気機器小売

〔県内全域〕

春の訪れとともに円安が進んだため、業界の厳しさが増してきた。

■青果小売

〔千葉市〕

野菜が一般的に入荷減となり、相場は予想以上に高値となったた

め、売上は大きく伸びた。しかし、収益は売上ほど伸びず、やや苦戦となった。

■小売

〔東金市〕

コロナの影響により、今一歩で売上は完全には戻っていない。衣料品・文化用品の動きが悪い状態が続いている。家庭用品は若干上昇傾向にある。

■小売

〔大多喜町〕

堅調と思われたが、食料品関連の売上及び客数ともに前年割れしている。節約傾向にあるのか、今までにない状況である。

■商店街

〔千葉市〕

組合の事業活動として、7月のサマーフェアの開催に向け企画を検討している。

■自動車整備一般

〔県内全域〕

公的補助金を活用し、自動車整備・検査用機器類の代替等、設備投資を行う組合員が増加した。

■小売・サービス

〔野田市〕

廃業を見越した和菓子の製造小売り店舗より脱退予告書の提出あり。事業承継等検討なしとのこと。店舗が住居と一体型のため貸店舗としても難しい状況。

■一般廃棄物処理

〔千葉市〕

前月と変わらず良い結果となっ

た。人員の不足もあり、大きな変化には対応できない状況にある。

■ソフトウェア

〔県内全域〕

取引先に3月決算を迎える企業があるため、例年4月は売上が減少。ただ、引き合いは増加傾向。

■建設

〔県内全域〕

組合員による4月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、98件、25億2,600万円となった。前年同月比では△19億3,000万円の減少となっている。

■貨物運送

〔県内全域〕

本年4月より、トラックドライバーの労働時間の改善（2024年問題対応）がスタートしたが、実際には、運転手の勤務時間が短縮され、それに加えて運転手不足（人員不足）、賃金アップ等、経営者にとっては非常に厳しい状況である。

■輸出入

〔県内全域〕

空港店舗においては、先月後半の好調さを保ったまま、結果として前月比110%を記録した。インバウンド利用客の増加が、もつとも大きな要因であるが、インバウンド客に合わせて商品構成を少しずつ変えてきたことも売上増につながったと考えられる。

テーマ 再チャレンジ・再建に取り組んでいる事例

組合設立により新たな仕事の創出と地域活性化を図る

福島県コワーキングスペース協同組合

共通の課題を持つ若手経営者が結束し組合を設立したことで、「コミュニティの形成や起業・移住促進など、地域に根ざした事業展開がなされていることが成功のポイントである。」

背景・目的

多様な働き方の推進という環境変化によりフリーランス等の活躍の場が増え、またコロナ禍によるリモートワーク等の普及からコワーキングスペースが全国的に広がりを見せているが、地方では認知度が低く、利用者の獲得や運営ノウハウの習得が共通の課題となっていた。そこで、課題解決と同業者の連携強化及び地域活性化に向け、令和4年11月に当組合を設立し、共同受注事業や共同宣伝事業、教育情報事業を中心に活動している。

取組みの手法と内容

コワーキングスペースを運営する

若手経営者の理事長を、起業や経営者育成のノウハウを持つ女性経営者が副理事長としてサポート。顔馴染みだった同業者10名が集まったことで、設立から現在まで円滑に組合運営がなされている。また、組合でオンラインサロンを立ち上げたことで、定期的にセミナーやミーティングの開催、組合員からの相談などにもスムーズに対応している。

組合の共同受注事業については、組合が受け皿となることで行政の仕事が受注しやすくなり、組合員はもろろんフリーランス等の新たな仕事の創出にも貢献しており、受注案件の円滑化に必要であるハブ的な役割を果たしている。現在、受注案件は業務の得意分野や経営者の性格をよく知る役員が中心となって組合員に分担し、役割や責任を明確化している。今後の受注増加を想定し、組合員や関係する

フリーランス等の実績と評価、業務スケジュール等をデータベースとして構築するなど情報を客観的に把握し、機会の公平性を保つていきたいと考えている。当組合の事例は、他地域へも充分展開できる。組合設立及び共同受注事業体制の構築により、地方でも仕事ができる環境をつくることで都市部との格差が是正され、地域における起業や移住の促進、「雇用創出やコミュニティの形成など、様々な効果が期待できる。」

成果とその要因

組合を設立し、お互いが持つ知識やネットワークを共有することで、単なる場所貸しではなく「コミュニティスペース」としての役割を發揮し、利用者であるフリーランス等の新たな出会いを生み出している。組合やコワーキングスペースが機能していくことで、若い経営者を中心としたコミュニティの形成・拡大と地域活性化が期待できる。



組合の拠点となる福島市のコワーキングスペース

福島県コワーキングスペース協同組合

住所：〒960-8053
 福島県福島市三河南町1-20
 コラッセふくしま2階
 設立：令和4年11月
 出資金：2,000千円
 URL：https://f-coworking.jp
 主な業種：情報サービス業・
 広告業・不動産賃貸業
 組合員数：10人

共同宣伝

組合員が運営するコワーキングスペースの認知促進

共同受注

企業や自治体等からの事業、
 施設の管理運営等の業務を共同受注

情報提供

組合員の事業に関する経営・技術の改善向上、
 組合事業に関する知識の普及、教育、情報提供、研修

令和6年度 組合運営講習会開催

千葉県中央会では、4月26日、千葉市内において令和6年度組合運営講習会を開催した。

組合は、毎年1回決算を行い、所定の期限内に税務申告をする必要があり、組合は一般法人と異なった特有の会計処理や税務制度となっている。

また、所管行政庁に關係書類を提出することが義務づけられているため、本会職員より、「組合の事務手続きについて」、税理士古知潔氏より、「組合税務のポイントと監査手続きについて」の説明が行われた。



古知税理士による講義

なお、会場での直接受講とWEB会議ツール「Zoom」を活用して開催した。

令和6年度 第1回 正副会長会議及び理事会開催

千葉県中央会では、5月17日、千葉市内において令和6年度第1回正副会長会議及び理事会を開催した。

まず、正副会長会議において、第68回通常総会の付議事項について審議された。次に、理事会において、第68回通常総会の提出議案について審議され、可決承認された。

理事会終了後、懇親パーティが開催され、盛会裏に終了した。



飯塚会長の挨拶

■人事異動「5月1日付」
 【総務部】総務部主事 鈴木みなみ（経営支援部主事）
 ■新規採用「5月1日付」
 【経営支援部】経営支援部主事 戸枝貴明

協会けんぽからのお知らせ

健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診はマイナ保険証で

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

従来の保険証では

限度額適用認定証を申請したいのですが...

申請書にご記入いただき、お手元に届くまで1週間はかかります

1週間も...

マイナ保険証なら

マイナ保険証なので、限度額がわかりますよ

自己負担額が即時に減額されて助かった!

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。
 厚生労働省作成動画 ▶【何が便利になるの?メリット編】

全国健康保険協会 千葉支部
 協会けんぽ



組合実態調査へのご協力をお願いいたします!



- 調査実施機関
 全国中小企業団体中央会
- 調査の目的
 事業協同組合や企業組合の実態やニーズを把握し、期待される役割・機能を明確化することで、今後の組合制度改善等に活用するもの
- 調査対象先
 事業協同組合等・企業組合からランダム抽出
 ※全ての組合に調査票が届くものではありません
 ※調査票がお手元に届きましたら、期限内でのご回答を賜りますようお願い申し上げます
- 調査スケジュール（予定）
 調査票の送付：6月中
 調査票の回答期限：7月下旬頃
- 本件に関するお問い合わせ
 TEL 043-306-3285（設立支援部 高橋）



人手不足を乗り越え、生産性向上を目指す皆様へ

中小企業省力化投資補助事業

1. 事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげる

2. 補助対象

交付申請時点において日本国内で法人登記等がされ、日本国内で事業を営む中小企業等

3. 補助額

従業員数	補助率	補助上限額 (大幅な賃上げを行う場合)
5人以下	1/2 以下	200万円 (300万円)
6～20人以下		500万円以下 (750万円)
21人以上		1,000万円以下 (1,500万円)

4. 対象要件

- ・中小企業等が、事務局 HP に公開する補助対象製品のリスト(カタログ)に登録された製品から選んで省力化のための設備投資を行い、労働生産性 年平均成長率 3%向上を目指す事業計画に取り組むこと(省力化で削減された工数分の人員削減を行うものは対象外)。
- ・(賃上げによる補助上限額引き上げを適用する場合) 給与支給総額 年率 6%・事業所内最低賃金年額 45 円以上の賃上げに取り組むこと。

5. 申請手続

- ・公募要領で補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認
- ・カタログを参照して製品を選び、販売事業者と連絡
- ・G ビズ ID を取得のうえ、電子申請システムにより販売事業者と共同申請



6. 申請スケジュール

補助金申請等のスケジュールについては事務局 HP にてお知らせします。

※電子申請システムにより、販売事業者と共同申請となります。

事務局 HP (公募要領・カタログはこちら)

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

7. お問い合わせ先

中小企業省力化投資補助事業コールセンター

お問合せ時間：9:30～17:30 / 月曜～金曜 (土・日・祝日除く)

TEL:0570-099-660

IP 電話等からのお問合せ先：03-4335-7595

中小企業省力化投資補助事業



商店街若手リーダー養成講座

第27期「ふさの国 商い未来塾」受講者募集

魅力ある“まちづくり”を目指す方、ぜひ奮ってご参加下さい！

- 1. 対象者** 商店街の若手事業者・後継者、商業を通じて地域活性化に取り組む意欲のある方
- 2. 受講期間** 令和6年7月～12月（全10回）予定（会場・オンライン同時開催）
- 3. 講座内容** 全国各地で活躍している商店街、まちづくり実践者、中小企業診断士等専門家、商い未来塾OBを迎え、地域・商店街・個店の活性化、イベント手法等について学ぶとともに、先進商店街への視察などにより具体的な活性化手法や賑わい手法を習得します。

▼カリキュラム内容（予定）

- ①商人の心得及び商人の在り方について
 - ②新規顧客開拓に有効的な「まちゼミ」とは
 - ③空き店舗解消・エリアマネジメントの取組み
 - ④商店街のDX、商店街のブランディングについて
 - ⑤官民連携のまちづくりについて、県内出張未来塾（習志野・市川・柏）、県外商店街視察（兵庫県を予定）
- ※詳しくは中央会HPをご覧ください。<https://www.chukai-chiba.or.jp>



- 4. 募集人数** 30名程度
 - 5. 受講料** 無料（視察研修及び交流会等に係る費用は実費負担）
 - 6. 申込期限** 令和6年7月26日（金）まで（定員になり次第締め切り）
- ◎申込み・お問合せ先：千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部
TEL：043-306-3284 FAX：043-227-0566

↓ 申込 QR ↓



＋ その温もりはあなたから

赤十字は「苦しんでいる人を救いたい」その思いを実現するため、人道的活動に取り組んでいます。

赤十字活動資金へのご協力をお願いします。

令和6年能登半島地震 における医療救護活動

活動資金により、平時から毛布等の救護物資を備蓄することができました。

赤十字の救護物資は、避難所などで被災者の方にお使いいただいております。

インターネットからの
活動資金ご協力はこちら



※日本赤十字社に対する寄付金は、その公益性から税制上の優遇措置が認められています。

＋ 日本赤十字社 千葉県支部

〒260-8509 千葉市中央区千葉みなと5-7
TEL 043 (241) 7531 (代表)
FAX 043 (248) 6812
<https://www.chiba.jrc.or.jp>

千葉県中小企業団体中央会は、赤十字の人道的活動を応援しています

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

趣旨

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した**就労環境の整備**を行い、**外国人労働者の職場定着**に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

雇用保険被保険者となる外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」を除く）を雇用している事業主が対象です！

支給額

賃金要件（※）を満たした場合	要件（※）を満たしていない場合
支給対象経費の 2 / 3 (上限額72万円)	支給対象経費の 1 / 2 (上限額57万円)

※ 賃金要件については、厚生労働省HPをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

対象となる経費

以下の経費を「支給対象経費」とします。

- ① 通訳費 ② 翻訳機器導入費（上限10万円） ③ 翻訳料
- ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料
（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る）
- ⑤ 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）

具体的な取組（就労環境整備措置）

必須メニューAとBに加え、**選択メニューの①～③いずれか**を実施する必要があります。

必須メニュー	A 雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と3か月ごとに1回以上の面談（テレビ電話による面談を含む）を行う。
	B 就業規則等の社内規程の多言語化 ※	就業規則等の社内規程の全てを多言語化し、計画期間中に、雇用する全ての外国人労働者に周知する。
選択メニュー	① 苦情・相談体制の整備	全ての外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により苦情・相談に応じる。
	② 一時帰国のための休暇制度の整備	全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得させる。
	③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化 ※	社内マニュアルや標識類等を多言語化し、計画期間中に、それを使用する全ての外国人労働者に周知する。

※ 同一事業主の下で5年以上継続雇用されている外国人労働者については、当該外国人労働者が日本語の表記でも十分に理解でき、本人が多言語化を希望しない場合には、多言語化を不要とすることもできる。ただし、日本語での周知は必要。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050401外01

主な支給要件

- ▶ 次の「外国人労働者離職率」と「日本人労働者離職率」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	計画期間の終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が10%以下であること。ただし、外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、1年経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。
日本人労働者の離職率	計画前1年間と比べて、計画期間の終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者の離職率が上昇していないこと。

- ▶ 外国人雇用状況届出（労働施策総合推進法）を適正に届け出ている必要があります。

支給までの流れ

1. 就労環境整備計画を作成・提出 【計画期間：3か月以上1年以内】

提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出してください。

2. 就労環境整備措置の導入

「具体的な取組（就労環境整備措置）」の選択メニュー①、②は、労働協約または就業規則に明文化することが必要です。

3. 就労環境整備措置の実施

2で導入した就労環境整備措置を計画どおりに実施してください。

（計画期間終了から1年）

4. 支給申請

算定期間（計画期間終了後1年）が終了して2か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出してください。

5. 助成金の支給

- ※ 計画や支給申請書類の提出は決められた期限内に都道府県労働局等へ提出する必要があります。なお、郵送の場合、計画や申請書類は決められた期限までに到達している必要がありますので、余裕を持ってご提出ください。

お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）

助成金の活用にあたり、このリーフレットに記載していない支給要件や取扱いがあります。ご不明な点や詳細は、厚生労働省ウェブページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）までお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

- ※ 詳細はポータルサイトの検索窓で検索するか、二次元バーコードからアクセスください。

人材確保等支援助成金 外国人労働者 検索



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を
利用している皆様

交付から満期日までの期間 60日 を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間^{※1}が60日を超える
約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、
行政指導^{※2}の対象となり得ます。

※1 一括決済方式の場合は、「代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」

※2 行政指導の対象は、下請法適用対象の取引



手形サイト60日

手形サイト90日

手形サイト120日

手形払い(サイト60日)の例 ※月末締め翌月末手形払いの場合



※政府は、2026年を目途とした、
紙の約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。

